

# 第161回定時株主総会 招集ご通知



## 日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

## 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール  
※開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の  
件
- 第7号議案 業務執行取締役(監査等委員である取締役を  
除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に  
係る報酬枠設定の件

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細につきましては同封のご案内をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

## 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8098/>



**稲畑産業株式会社**

証券コード 8098

# 株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

あわせて、株主総会の議案および当社グループの事業概況についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年5月

代表取締役社長

稲畑勝太郎

## 目次

第161回定時株主総会招集ご通知 .....	2	《添付書類》	
株主総会参考書類 .....	6	事業報告 .....	43
		連結計算書類 .....	69
		計算書類 .....	71
		監査報告 .....	73

株主各位

証券コード 8098  
2022年5月31日

大阪市中央区南船場一丁目15番14号  
稲畑産業株式会社  
代表取締役社長 稲畑勝太郎

## 第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2022年6月21日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2	場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール ※開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3	目的事項	<b>報告事項</b> (1) 第161期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第161期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 第7号議案 業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ※当社ウェブサイト <https://www.inabata.co.jp>

## 議決権行使についてのご案内

### 郵送・スマートフォン・インターネット等による議決権の行使の場合



#### ■ 書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限 | 2022年6月21日（火曜日）午後5時10分 到着



#### ■ 「スマート行使<sup>®</sup>」による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（詳しくは、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2022年6月21日（火曜日）午後5時10分 まで



#### ■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（詳しくは、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2022年6月21日（火曜日）午後5時10分 まで

### 株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第161回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参いただきますようお願い申し上げます。

### 二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により  
二重に議決権をご行使された場合

インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回または  
パソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合

最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

#### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## インターネット等による議決権行使のご案内

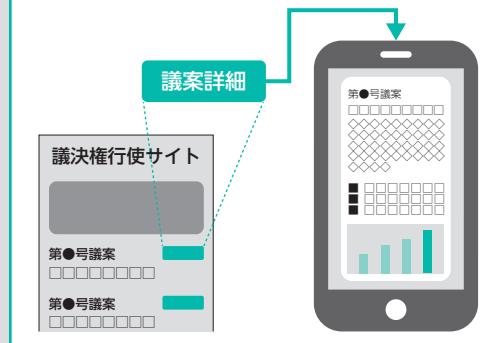
### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上でも株主総会議案が参照可能です。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)



## ライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の株主総会会場の配信映像は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

### 1 配信日時

**2022年6月22日（水） 午前10時～株主総会終了時刻**

※ライブ配信ページは、同日の**午前9時30分頃**にアクセス可能です。

※機材トラブル等何らかの理由により、ライブ配信とオンデマンド配信を実施できなくなる可能性がございます。予めご了承ください。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

### 2 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」を予めご用意のうえ、パソコンまたはスマートフォン等で下記3.に掲載したURLを直接ご入力いただくかQRコードを読み込むかの方法によりアクセスをお願いいたします（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください）。

- ① 株主番号：議決権行使書用紙または配当金関連書類等に記載されている「**株主番号**」（9桁の半角数字）
- ② 郵便番号：議決権行使書記載のご登録住所の「**郵便番号**」（ハイフンを除いた7桁の半角数字）

### 3 ライブ配信ページのURL



<https://v.sokai.jp/8098/2022/inabata/>

ライブ配信に  
関する  
お問い合わせ窓口

株主番号・郵便番号を含むその他のお問い合わせ  
**三井住友信託銀行**  
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
**0120-782-041**（フリーダイヤル）  
受付期間 5月31日（火）～6月22日（水）  
受付時間 平日9:00～17:00（土・日・休日を除く）

ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ

**株式会社プロネクサス**  
**0120-970-835**（フリーダイヤル）  
受付日時 6月22日（水）（株主総会当日）  
9：00～株主総会終了まで

#### 株主総会のライブ配信に関する留意事項

- ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、同封の議決権行使書またはインターネット等により事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。
- ご使用のパソコンまたはスマートフォン等の機種、性能等やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合がございます。また、通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止する可能性がございます。
- ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することは、株主様の肖像権等を侵害する可能性があるため、お断りいたします。
- ライブ配信のご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。ライブ配信ご視聴のための株主ID及びパスワードの他者への提供はお断りいたします。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を重要な経営課題として位置づけ、これまで継続的な取り組みを行ってまいりました。今般、監督機能の一層の強化を図るとともに、経営の意思決定をより迅速化する体制を整えることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める構成とし、モニタリング型の取締役会を具現化することにより、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

(3) 役付取締役を見直すとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるべく相談役及び顧問の制度を廃止するため、株主総会の招集権者及び議長、役付取締役並びに取締役会の招集権者にかかる規定の変更並びに相談役及び顧問に係る規定の削除を行うものであります。

(4) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第32条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意

を得ております。

(5) その他、上記の変更等に伴う条数及び字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第10条 (記載省略) (株式取扱規則)	第1条 ～ 第10条 (現行どおり) (株式取扱規程)
第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。	第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
第12条 ～ 第13条 (記載省略) (招集権者および議長)	第12条 ～ 第13条 (現行どおり) (招集権者および議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集しその議長となる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。
② <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。	②社長に <u>差支え</u> のあるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。
第15条 (記載省略)	第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条 ～ 第18条 (記載省略) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第20条 当社の取締役は14名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条 ～ 第18条 (現行どおり) (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役の数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会において、取締役中から<u>取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会において、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>会長1名、社長1名、副社長1名</u>を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第25条 ～ 第26条 (記載省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>②<u>取締役社長に事故</u>あるときは、取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、<u>各取締役および各監査役の同意</u>を得て、この期間を短縮することができる。</p> <p>④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>第25条 ～ 第26条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第27条 <u>前条の定めにかかわらず</u>、当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により</u>、<u>取締役会の決議によって</u>、<u>重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集する。</p> <p>②社長に<u>差支え</u>のあるときは、取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第30条 取締役会は、相談役および顧問を選任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u>	(削除)
第33条 当社は、 <u>監査役および監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>(監査役の数)</u>	(削除)
第34条 当社の <u>監査役は3名以上とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
②前項の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	
②補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第37条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集)</u>	(削除)
第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、各監査役の同意を得て、この期間を短縮することができる。	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規則)</u>  第39条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第40条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)  (新設)  (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会  <u>(監査等委員会の設置)</u>  第33条 当社は、監査等委員会を置く。  <u>(監査等委員会の招集)</u>  第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規程による。
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。
第43条 ～ 第44条 (記載省略) (会計監査人の任期)	第37条 ～ 第38条 (現行どおり) (会計監査人の任期)
第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② (記載省略) (会計監査人の報酬等)	② (現行どおり) (会計監査人の報酬等)
第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第47条 ～ 第50条 (記載省略) (新設)	第41条 ～ 第44条 (現行どおり) 附則
	<u>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</u> ①定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ②前項の定めにかかわらず、2023年2月末日までに開催する株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 ③本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。

## <ご参考>

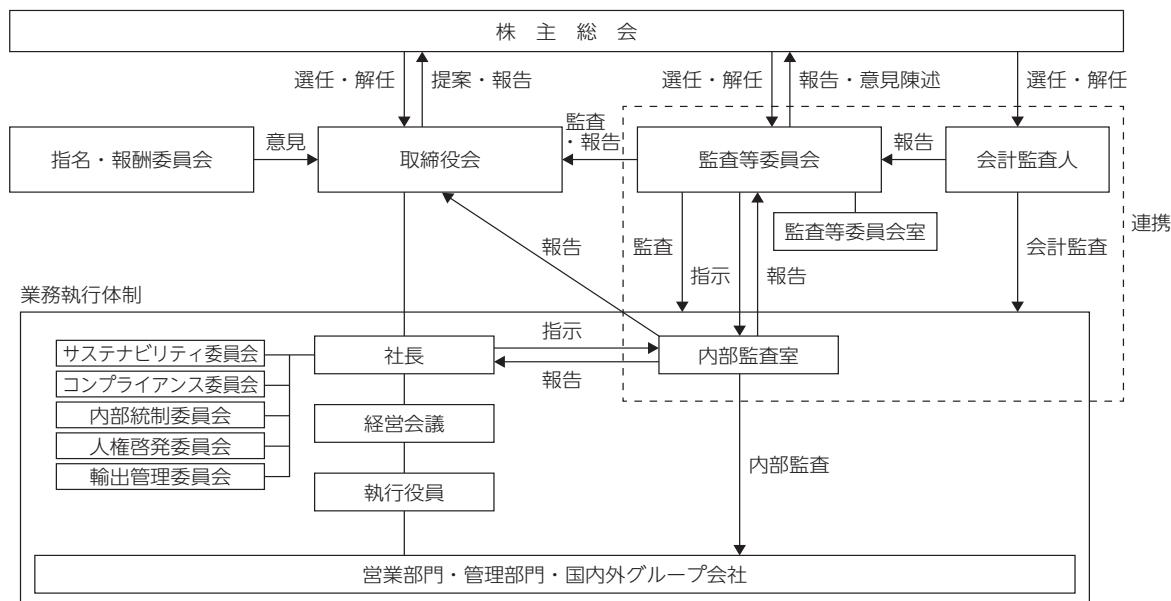
### コーポレート・ガバナンスについて

本株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。移行後のコーポレート・ガバナンスの体制につきましては、以下のとおりとなります。

#### 1. 基本的な考え方

当社は、『「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献する』を経営理念としております。この経営理念のもと、株主、取引先、社員に加え、企業活動を支える全てのステークホルダーの負託に応え、持続的に企業価値を向上させるためには、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果断な意思決定を行う基盤となる強固なコーポレート・ガバナンス体制の整備・構築が不可欠と考えております。

#### 2. コーポレート・ガバナンスの体制



取締役会：取締役11名のうち、社外取締役は6名であります。

監査等委員会：監査等委員である取締役4名のうち、社外取締役は4名であります。

指名・報酬委員会：取締役4名のうち、社外取締役は3名であります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位、担当	取締役会への出席状況 (2021年度)
1	いな ばた かつ たろう 稲 畑 勝太郎	再任	代表取締役社長執行役員	16回/16回
2	あか お とよ ひろ 赤 尾 豊 弘	再任	代表取締役専務執行役員 情報電子・生活産業セグメント担当 欧米地区担当	16回/16回
3	よこ た けん いち 横 田 健 一	再任	代表取締役専務執行役員 管理部門全般担当	16回/16回
4	すぎ やま まさ ひろ 杉 山 勝 浩	再任	取締役常務執行役員 情報電子セグメント担当補佐 化学品セグメント担当 北東アジア地区担当	16回/16回
5	おお の けん じ 大 野 顕 司	再任	取締役	13回/13回
6	さ と う きよし 佐 藤 潔	再任 独立	社外取締役	16回/16回
7	はぎ わら たか こ 萩 原 貴 子	再任 独立	社外取締役	13回/13回

## 候補者番号 1



いなば かつたろう  
**稲畑 勝太郎**  
1959年12月3日生

再任

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1989年 1月 当社に入社  
1995年 6月 当社取締役  
1997年 6月 当社常務取締役  
2003年 6月 当社取締役常務執行役員  
2005年 4月 当社取締役専務執行役員  
2005年12月 当社代表取締役社長執行役員（現在）

### 【取締役候補者とした理由】

稲畑勝太郎氏は1995年に取締役に就任後は常務取締役、取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、合成樹脂セグメントなどの営業部門のほか、人事・情報システムなどの管理部門も担当してきました。2005年からは代表取締役社長執行役員を務めております。同氏は長年にわたりこのように当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 465,734株  
取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

## 候補者番号 2



あか お とよひろ  
**赤尾 豊弘**  
1959年12月19日生

再任

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 4月 当社に入社  
2004年 6月 当社情報画像本部長  
2005年 6月 当社執行役員  
2010年 6月 当社取締役執行役員  
2011年 4月 当社電子機能材本部長  
2012年 4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・情報電子第三本部長  
2013年 4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当  
2013年 6月 当社取締役常務執行役員  
2014年 6月 当社化学品本部担当・生活産業本部担当  
稲畑ファインテック株式会社取締役（現在）  
2015年 6月 当社代表取締役専務執行役員（現在）  
2016年 4月 当社情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当（現在）  
化学品セグメント担当

### 【取締役候補者とした理由】

赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2010年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2015年からは代表取締役専務執行役員を務めており、情報電子・生活産業セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 17,000株  
取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

候補者番号 3



よこ た けん いち  
**横田 健一**  
1962年11月3日生

再任

【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年 7月 当社に入社  
2004年 7月 当社財務経理室長  
2005年 6月 当社執行役員  
2008年 6月 当社取締役執行役員 経営企画室長  
2009年 5月 当社内部監査室担当  
2009年 6月 当社財務経営管理室長  
2011年 4月 当社経営企画室副室長  
2013年 4月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長  
2013年 6月 当社リスク管理室担当  
2014年 6月 当社取締役常務執行役員 業務管理室担当  
2016年 4月 当社財務経理・IR・業務推進・リスク管理担当・海外管理担当  
2016年 6月 当社総務広報・情報システム担当  
2017年 6月 当社代表取締役専務執行役員（現在）  
2021年 6月 当社管理部門全般担当（現在）

【取締役候補者とした理由】

横田健一氏は公認会計士としての職務経験があり、当社入社後は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務め、一貫してコーポレートファイナンスに従事してきました。また、経営者としては2008年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2017年からは代表取締役専務執行役員を務め、これまでリスク管理や内部監査、情報システム部門などを担当してきました。2021年より人事部門を含め管理部門全般を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 13,000株  
取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

候補者番号 4



すぎ やま まさ ひろ  
**杉山 勝浩**  
1958年6月15日生

再任

【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

2002年 7月 当社に入社  
2010年 6月 当社執行役員 合成樹脂第二本部長  
2014年 4月 当社情報電子第一本部長  
2016年 6月 当社取締役執行役員  
2018年 6月 当社取締役常務執行役員 情報電子セグメント担当補佐・北東アジア地区担当（現在）  
2019年 3月 TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD 取締役（現在）  
2021年 6月 当社化学品セグメント担当（現在）

【取締役候補者とした理由】

杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業両方で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては2016年に取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めており、情報電子セグメントを担当すると共に、2021年からは化学品セグメントも担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 8,900株  
取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

## 候補者番号 5



おの の けん じ  
**大野 顕司**  
1963年12月10日生

再任

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1987年4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）に入社  
2006年4月 同社法務部長  
2016年4月 同社執行役員法務部長  
2020年4月 同社常務執行役員（現在）  
2021年6月 当社取締役（現在）

### 【取締役候補者とした理由】

大野顕司氏は総合化学メーカーにおいて、長年にわたり法務部門の責任者を務めたことに加え、総務や内部統制・監査などの管理部門にも携わっており、それらの経験に基づく幅広い知見及び専門的知識を有しております。また上場企業におけるサステナビリティ推進についての経験も豊富であることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 0株  
取締役会への出席状況 13回中13回（100%）

## 候補者番号 6



さ と う きよ し  
**佐藤 潔**  
1956年4月2日生

再任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年4月 東京エレクトロン株式会社に入社  
2003年6月 同社代表取締役社長  
2009年4月 同社取締役副会長  
2011年6月 Tokyo Electron Europe Ltd. 取締役会長  
2013年11月 TEL Solar AG 取締役社長  
2017年6月 東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社）社外取締役（現在）  
2019年6月 当社社外取締役（現在）  
マツダ株式会社 社外取締役（現在）

### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

佐藤 潔氏は半導体及びフラットパネルディスプレイ製造装置のリーディング・カンパニーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。また取締役会において当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、引き続き社外取締役候補者となりました。

同氏が選任された場合には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、外部的視点から当社の業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

### 【社外取締役在任年数】

3年（本総会最終時）

所有する当社株式の数 0株  
取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

## 候補者番号 7



はぎ わら たか こ  
**萩原 貴子**

1961年3月12日生

再任 社外

独立 女性

**【経歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1984年4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）に入社  
 2002年4月 同社NACS（ネット系サービスビジネスカンパニー）人事部統括部長  
 2006年4月 同社人事部門人材開発部統括部長  
 2008年4月 同社人事部門ダイバーシティ開発部統括部長  
 2014年4月 ソニー光株式会社・ソニー希望株式会社（現 ソニー希望・光株式会社）代表取締役  
 2015年1月 ソニー株式会社 退社  
 2015年2月 株式会社グリーンハウス 取締役 Chief Health Officer  
 2020年7月 株式会社DDD 代表取締役（現在）  
 2021年5月 ツインバード工業株式会社 社外取締役（現在）  
 2021年6月 当社社外取締役（現在）  
 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役（現在）

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

萩原貴子氏はAV機器やゲーム、映画、音楽等、複数の事業をグローバルに展開する大手電機メーカーにおいて人事部門の責任者を長く務め、また経営者としての経験も有しており、幅広い見識と経験を備えております。また取締役会において当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

同氏が選任された場合には、当社における人事戦略やダイバーシティの推進等についての助言等をいただくことを期待しております。

**【社外取締役在任年数】**

1年（本総会最終時）

**所有する当社株式の数** 0株

**取締役会への出席状況** 13回中13回（100%）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤 潔及び萩原貴子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐藤 潔及び萩原貴子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」（同基準は31ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
4. 当社は、大野顕司、佐藤 潔及び萩原貴子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社株式の数」は2022年3月31日現在の所有株式数であります。
7. 大野顕司及び萩原貴子の両氏の「取締役会への出席状況」は、2021年6月23日就任以降に開催した取締役会への出席状況であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役会への出席状況 (2021年度)
1	はましま 濱島 けんじ 爾	新任 社外 独立 社外取締役	16回/16回
2	たまい 玉井 さとし 史	新任 社外 独立 社外監査役	16回/16回
3	さなり 佐成 みのる 実	新任 社外 独立 -	-
4	ふじ 藤 さわ とも 友 かず 一	新任 社外 独立 -	-

## 候補者番号 1



はま しま けん じ  
**濱島 健爾**  
 1959年1月3日生

新任 社外  
 独立

**【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1982年 4月 ウシオ電機株式会社に入社  
 1999年 4月 Ushio America, Inc. 取締役社長  
 2000年11月 Christie Digital Systems USA, Inc. 取締役会長  
 Christie Digital Systems Canada, Inc. 取締役会長  
 2004年 4月 ウシオ電機株式会社 上級グループ執行役員  
 2007年 4月 同社グループ常務執行役員  
 2010年 6月 同社取締役兼専務執行役員  
 2014年 4月 同社代表取締役兼執行役員副社長  
 2014年10月 同社代表取締役社長兼執行役員社長  
 2019年 4月 同社相談役  
 2020年 4月 同社特別顧問（現在）  
 2020年 6月 当社社外取締役（現在）

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

濱島健爾氏は、産業用光源をはじめとする光応用製品並びに産業機械等を扱うメーカーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。

更に、同氏は現在当社の社外取締役（本総会終結の時までの在任期間は2年）であり、これまで当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、当社の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

## 候補者番号 2



た ま い さ と し  
**玉井 哲史**  
 1960年6月12日生

新任 社外  
 独立

**【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1984年 4月 住友商事株式会社に入社  
 1991年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
 1995年 3月 公認会計士登録  
 2017年 7月 玉井哲史公認会計士事務所 所長（現在）  
 2017年10月 株式会社アクリア 顧問（現在）  
 2018年 3月 東邦レマック株式会社 社外監査役（現在）  
 2020年 6月 当社社外監査役（現在）  
 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役（現在）

**【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

玉井哲史氏は、社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、大手商社における勤務経験があり、公認会計士の資格を有して国内大手監査法人の代表社員を務めてきた他、複数の会社の社外監査役を務めるなど、会計の専門家としての知識と幅広い見識を備えております。

更に、同氏は現在当社の社外監査役（本総会終結の時までの在任期間は2年）であり、これまで当社が期待する役割を十分に果たしてきた実績を考慮し、当社の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 16回中16回（100%）

### 候補者番号 3



さ なり みのる  
**佐成 実**

1958年5月20日生

新任

社外

独立

#### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 4月 東京ガス株式会社に入社  
1995年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
2008年 4月 東京ガス株式会社 総務部法務室長  
2017年 4月 同社執行役員（ガバナンス担当）  
2019年 4月 同社参与（現在）

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

佐成 実氏は、都市ガス最大手企業において、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務及びコーポレート・ガバナンスに携わってきた豊富な経験を備えております。

このことから、同氏は当社の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 0株

### 候補者番号 4



ふじ さわ とも かず  
**藤澤 友一**

1958年7月6日生

新任

社外

独立

#### 【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】

1984年 7月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）に入社  
1999年 4月 同社医療関連事業部企画部長  
2003年 4月 Fujisawa Healthcare Inc.（現 Astellas US LLC）CEO補佐  
2013年 4月 アステラス製薬株式会社 監査部長  
2014年 6月 同社常勤監査役  
2018年 6月 同社取締役 監査等委員

#### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

藤澤友一氏は、世界各国で医薬品ビジネスを展開するグローバル製薬企業において、事業部門の企画部長として勤めた他、同社の海外子会社における業務経験を有しています。更に、監査業務に従事した後、同社の常勤監査役及び監査等委員である取締役を務めるなど、高い見識と豊富な経験を備えております。

このことから、同氏は当社の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

所有する当社株式の数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 濱島健爾、玉井哲史、佐成 実、藤澤友一の各氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、濱島健爾、玉井哲史、佐成 実、藤澤友一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。濱島健爾及び玉井哲史の両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、佐成 実及び藤澤友一の両氏につきましても、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、各氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」（同基準は31ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
- 濱島健爾氏は、ウシオ電機株式会社の特別顧問であり、当社と同社との間に商品の販売の取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
- 佐成 実氏は、東京ガス株式会社の参与であり、当社と同社との間に商品の販売の取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
- 藤澤友一氏は、過去3年以内にアステラス製薬株式会社の取締役監査等委員であったことがあり、当社と同社との間に商品の販売の取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。
4. 当社は、濱島健爾及び玉井哲史の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、濱島健爾氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、玉井哲史、佐成 実及び藤澤友一の各氏につきましても、各氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 「所有する当社株式の数」は2022年3月31日現在の所有株式数であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



むら なか とおる  
**村中 徹**  
1965年6月3日生

社外 独立

#### 【略歴及び重要な兼職の状況】

1995年4月 弁護士登録  
2007年11月 弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士（現在）  
2014年5月 古野電気株式会社 社外監査役（現在）  
2015年6月 株式会社スズケン 社外監査役  
2016年6月 株式会社カプコン 社外取締役（現在）

#### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

村中 徹氏は、社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、同氏は当社の経営全般に対する的確な監査・監督をすることが期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

所有する当社株式の数 0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 村中 徹氏は、当社の「社外取締役の独立性基準」（同基準は31ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 村中 徹氏とは、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことにより監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

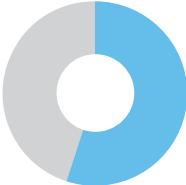
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。村中 徹氏が監査等委員である社外取締役就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 村中 徹氏が2021年6月25日をもって社外監査役を退任した株式会社スズケンにおいては、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反事件について、2020年12月9日に東京地方検察庁検察官より公訴を提起されておりましたが、2021年6月30日に東京地方裁判所において、同法違反により罰金2億5千万円の支払いを命じる判決を受け、同社関係者3名も執行猶予付き有罪判決を受けました。また、2022年3月30日に公正取引委員会より、同法に違反する行為が認められるとして、課徴金納付命令及び排除措置命令を受けました。  
当該事件については、2019年11月に当局の立入調査があったことを契機に発覚し、同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から法令順守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、同社監査役会を通じて、調査への協力、原因究明、再発防止策の策定をはじめとする執行部の取り組みについて注視し、取締役会等において適宜意見を申し述べるなど、その職責を適切に果たしてこられました。
7. 「所有する当社株式の数」は2022年3月31日現在の所有株式数であります。

<ご参考>

本株主総会の第1・2・3号議案が承認可決された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

● **取締役会の構成**

監督機能の一層の強化を図るため、独立社外取締役が過半数を占める構成といたします。

取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員）	独立社外取締役割合
<p style="text-align: center;"><b>7名</b></p>  <p style="text-align: center;">社外</p>	<p style="text-align: center;"><b>4名</b></p>  <p style="text-align: center;">社外</p>	<p style="text-align: center;"><b>55% (11名中6名)</b></p> 

● 当社取締役を求める専門性及び経験（スキルマトリックス）

	氏名	グローバル経営	事業戦略			財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・労務	IT・デジタル	内部統制・監査	ESG
			情報電子	合成樹脂	化学品・生活産業						
取締役	稲畑 勝太郎	●		●	●			●	●	●	●
	赤尾 豊弘		●		●						
	横田 健一					●	●	●	●	●	●
	杉山 勝浩		●	●	●						
	大野 顕司						●			●	●
	佐藤 潔*	●									
	萩原 貴子*							●			●
取締役（監査等委員）	濱島 健爾*	●				●					
	玉井 哲史*					●			●		
	佐成 実*						●				
	藤澤 友一*									●	

（注）\*は独立社外取締役であります。

## 【スキルマトリックスについての当社の考え方】

当社は「『愛』『敬』の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献する」を経営理念とし、「時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続ける」を目指す姿としております。また2030年頃を念頭に、将来像を想定した長期ビジョン「IK Vision 2030」を掲げ、その長期ビジョンに向けたステップとして中期経営計画「New Challenge 2023（以下、「NC2023」という。）」を位置づけております。

取締役に期待するスキルを特定するにあたっては、これら経営理念、目指す姿、長期ビジョン「IK Vision 2030」、中期経営計画「NC2023」を踏まえ、グローバルに展開する当社の取締役会の意思決定や業務執行に関する監督機能を果たすことができる体制を構築するためには、いかなるスキルが必要かという観点から決定しております。こうした観点から、具体的には以下のようなスキルを特定し、スキルマトリックスを策定しております。

### （グローバル経営）

当社はグローバルに事業を展開しており、特に長期ビジョン「IK Vision 2030」においては海外事業比率を70%以上にするを想定しております。こうした観点から、当社の今後の成長を図っていくためには、グローバルな企業経営に関する知見を有する者を取締役に登用することは極めて有用であると考えております。そのため特に社外取締役を招聘するにあたっては、グローバルに展開する企業の経営者とりわけ経営トップ又はそれに準ずる経験のある者が必ず含まれるように配慮しております。スキルマトリックスにおける「グローバル経営」の項目についてはグローバルに事業を展開する企業の経営トップ又はそれに準ずる経験の有無を基準にしております。

### （事業戦略）

当社のような専門商社を運営するにあたっては、まず何よりも各事業分野に対する深い専門知識と経験が必要不可欠であります。特に業務執行取締役については、当社の事業分野である「情報電子」「合成樹脂」「化学品」「生活産業」の各分野における幅広い知識や経験、人脈を保持していることが当社のような商社事業を発展させるうえでは實際上極めて重要であり、業務執行取締役を選任するにあたっては、これらの事業分野に関する知見を有する者のバランスを考慮しております。

### （財務・会計）

企業経営における財務戦略（コーポレートファイナンス）の重要性は言うまでもなく、業務執行取締役の中には財務戦略を担当し、投資家との様々な対話を通じて企業価値向上に向けた取り組みを主導していく者が必要であると考えております。また業務執行に対する監督機能を強化するためには、監査等委員である取締役の中に財務・会計に精通した者が必ず含まれることが有用であると考えております。

#### (法務・リスクマネジメント)

幅広くグローバルに展開する当社においては、取引先の信用リスク、事業投資に係るリスク、海外事業に伴うカントリーリスク、為替リスク、商品市場の変動リスクなど様々なリスクを伴います。そのためリスクマネジメントは経営上極めて重要であります。また当社は何よりもコンプライアンスを重視した経営を心掛けており、業務執行に対する監督機能を強化するためには、監査等委員である取締役の中に法律に精通した者が必ず含まれることが有用であると考えております。

#### (人事・労務)

当社のような商社においては、人材こそが最大の財産であり、人材育成は中長期的に重要な経営課題であります。中期経営計画「NC2023」におきましてもグローバル人材育成やダイバーシティ向上に向けた制度の一層の充実、従業員エンゲージメントや新たな働き方改革への取り組みを強化しております。こうした観点から取締役の中に人事・労務に関する経験やスキルを有する者が含まれることが望ましいと考えており、社外取締役の招聘にあたってこうした視点を重視しております。

#### (IT・デジタル)

DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくうえで、IT・デジタルに関する知見は不可欠であります。また情報セキュリティに対する脅威は年々増加しており、これらに対する対策を強化していくうえでもIT・デジタルに関するスキルは必要と考えております。

#### (内部統制・監査)

当社は経営の意思決定を迅速化し、業務執行に対する監督機能を強化することを目的とし、第161回定時株主総会で承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。移行後の監査等委員会設置会社においては、会社の内部統制システムを有効に活用し組織的監査を行うことが求められます。こうした観点から、監査等委員である取締役の中に内部統制・監査に対する専門知識や経験を有する者が含まれることが不可欠と考えております。

#### (ESG)

当社は昨年サステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ推進を重要な経営課題と考えております。またESGに対する外部評価の向上も重要な課題と考えております。こうした観点から、取締役の中に企業経営におけるサステナビリティ、ESGに対する知見を有する者が含まれることは必要と考えており、社外取締役の招聘にあたってこうした点を考慮しております。

## ● 社外取締役の独立性基準

当社の社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外取締役は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者（\* 1）であった者
- (2) 過去3年間に於いて、下記①から⑦のいずれかに該当した者
  - ① 当社を主要な取引先とする者（\* 2）又はその業務執行者
  - ② 当社の主要な取引先（\* 3）又はその業務執行者
  - ③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（\* 4）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - ④ 当社の主要株主（\* 5）又はその業務執行者
  - ⑤ 当社の主要な借入先（\* 6）又はその業務執行者
  - ⑥ 当社より一定額を超える寄付（\* 7）を受けた者又は受けた団体に所属する者
  - ⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
- (4) 当社の社外取締役としての任期が8年を超える者

（\* 1） 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう。

（\* 2） 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

（\* 3） 「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社に行った者をいう。

（\* 4） 「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭又は財産を当社から得ていることをいう。

（\* 5） 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。

（\* 6） 「主要な借入先」とは、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（\* 7） 「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、取締役の報酬等の額について、2006年6月29日開催の第145回定時株主総会において、年額430百万円以内とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、現在の取締役の上記報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額430百万円以内（内、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社における取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の概要は事業報告（本招集ご通知 63～65ページ）に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する金銭報酬に関する報酬枠を設定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の金銭報酬に関する算定の手順、報酬の水準、対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

現在の取締役は9名（内、社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（内、社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

---

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の事業環境の動向等を総合的に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものといたします。

## 第7号議案 業務執行取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第157回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入につきご承認をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、業務執行取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2018年6月22日開催の第157回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。本制度は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は事業報告（本招集ご通知63～65ページ）に記載のとおりであり、その内容は本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられるため、当該方針を維持する予定であるところ、本議案の内容はかかる方針にも沿うものであると考えております。これらに鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、業務執行取締役に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象となる業務執行取締役は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

---

## 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として業務執行取締役の退任時となります。

### (2) 本制度の対象者

業務執行取締役

### (3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額（報酬等の額）

原決議に基づき、当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において164,700,000円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす業務執行取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、500百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価

格とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、500百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

業務執行取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。業務執行取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、10万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該業務執行取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付

業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた業務執行取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに

---

起因して退任した又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があったと懸念される場合には、給付を受ける権利の取得を延期させることができるものとします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

## <ご参考>

### 1. 政策保有株式の縮減方針

当社は、2024年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「New Challenge 2023」（以下、「NC2023」という。）を推進しております。その主要重点施策のひとつである「保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化」の一環として、「NC2023」期間中の3年間に於いて、政策保有株式を2021年3月末残高に対して50%削減する方針としております。

この度、「NC2023」期間中の縮減方針に加え、それ以降を含めたより中長期的な新たな方針を追加し、下記のとおりとしました。

#### 【新たな政策保有株式の縮減方針】

- ① 「NC2023」期間中の3年間で政策保有株式の残高を2021年3月末残高に対して50%削減する。（従来の方針の継続）
- ② 中長期的に政策保有株式の縮減を更に進め、今後5年間で（2027年3月末までに）2021年3月末残高に対して概ね80%削減する。（新たな方針の追加）

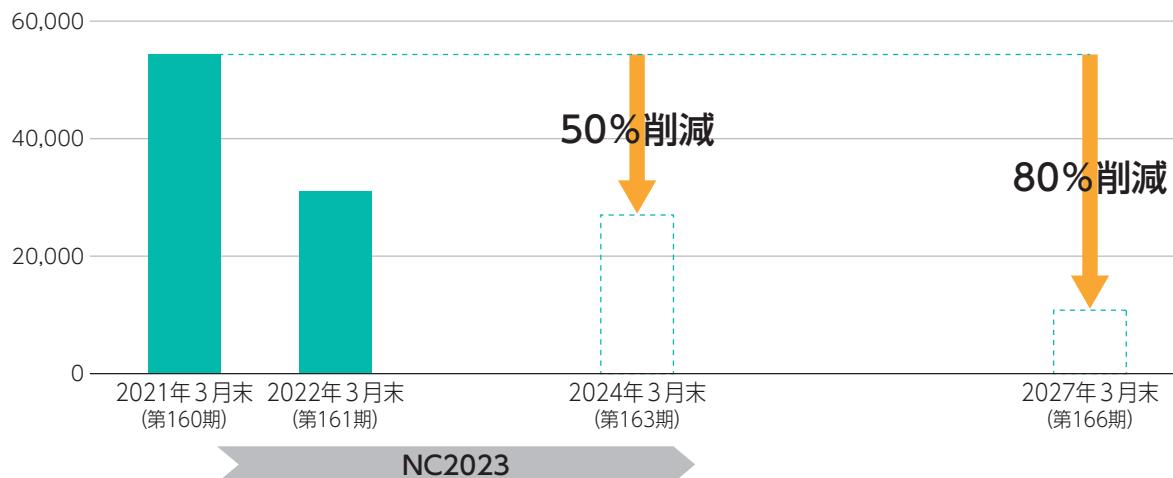
政策保有株式の売却により得られた資金については、基本的には内部留保ではなく、株主還元と今後の成長に向けた投資に充当する方針であります。

#### 政策保有株式売却額の推移

(百万円)	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
政策保有株式売却額	9,017	5,298	3,026	2,944	9,367

## 政策保有株式の保有状況

(単位：百万円)



※政策保有株式：日本の上場株式

## 2. 株主還元の基本方針の一部変更について

当社は、中期経営計画「NC2023」期間中の株主還元の基本方針として、2021年4月より累進配当を導入しました。さらに、株主還元を一層重視する観点から、2022年2月より総還元性向（\*）の目安を変更しました。新たな株主還元の基本方針は、以下のとおりであります。

### 【新たな株主還元の基本方針】

- ① 一株当たりの配当額については前年度実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする。（累進配当の継続）
- ② 総還元性向の目安としては概ね50%程度とする。ただし、政策保有株式を売却し、相当程度のキャッシュインが発生した事業年度においては、今後の資金需要や会社の財務状況、株価、マーケットの状況などを総合的に勘案し、上記の総還元性向の目安には必ずしもとらわれずに、株主還元を実施する。

（\*）総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得額) ÷ 連結純利益 × 100

### 3. 中期経営計画の見直しについて

当社は、「NC2023」の初年度である当事業年度の通期業績が、最終年度の売上高及び利益の目標数値を上回る結果となりました。こうした足元の事業状況やその後の様々な状況変化、今後の見通し、上記2.の株主還元の基本方針の一部変更等を踏まえ、「NC2023」の最終年度の目標数値について、見直しを行いました。見直し後の目標数値・指標は、以下のとおりであります。

#### 中期経営計画「NC2023」最終年度の目標数値・指標

【目標数値・指標】	2024年3月期	
	当初	見直し後
売上高	※1 6,700億円	※2 8,000億円
営業利益	165億円	205億円
経常利益	170億円	215億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	160億円	225億円
ROE	8%以上	10%以上
ネットD/Eレシオ	0.3以下	0.5以下
自己資本比率	50%以上	概ね40～50%
為替レート	¥105.00/USD	¥120.00/USD

※1 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標数値：7,000億円

※2 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標数値：8,300億円

※3 見直し後の目標数値・指標は、2022年5月10日公表。

---

#### **4. 指名・報酬委員会について (2022年3月末時点)**

2015年より、任意の指名・報酬委員会を設置しております。経営陣幹部の選解任、取締役・監査役・執行役員候補の指名、取締役の報酬などを決議するに当たっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ております。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重することにより、客観性、公正性、透明性を確保するよう努めております。

実施回数：2022年3月期 12回

指名・報酬委員会の構成員：独立社外取締役3名、社内取締役1名

委員長：筆頭独立社外取締役

#### **5. 取締役の指名の方針及び手続**

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性、公正性、透明性が付与されるよう努めております。

また、独立社外取締役の選任については、31ページに定める「社外取締役の独立性基準」に基づき選定しております。

## 6. 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上させることを目的として、2015年度より取締役会の実効性評価を実施しております。2021年度は、自己評価を行いました。評価結果の概要と今後の対応は、当社ウェブサイトにて開示しております。

[2021年度 評価の概要と今後の対応]

1.対象者	2022年3月末日時点で現任の全取締役（9名）及び全監査役（4名）
2.評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に質問項目を配布し、外部コンサルタントが回答結果を集計</li> <li>・取締役会評価事務局が集計結果の簡易分析及び取りまとめを行い、2022年2月度の当社取締役会で担当取締役が報告</li> <li>・報告の内容を取締役会で検証し、今後の対応について方向性を決定</li> </ul>
3.分析・評価結果の概要	<p>分析・評価の結果、当社取締役会の運営状況は、オープンで活発な議論が行われ、全般的に適切であり高く評価されています。また、社外取締役に対する支援が概ね十分に行われ、社外取締役が取締役会での議論に高く貢献していると考えられていること、監査役が存在が取締役会の実効性向上に貢献していると考えられていること、指名・報酬委員会が適切に運営されていると考えられていること、投資家・株主との対話の状況が取締役会へ十分提供されていると考えられていること、取締役会評価の結果を踏まえた改善の取り組みがなされていると考えられていること、などを確認しました。これらにより当社取締役会が概ね適切に機能し、実効性が確保されていることを確認しました。</p> <p>また前回の第三者による実効性評価において認識された課題に対しては、以下の改善や進展が確認されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の経営における重要な中長期課題についての議論の推進 多様性の推進やサステナビリティに関する課題について、取締役会以外でのフリーディスカッションを実施</li> <li>・全社横断的な機能の強化 全社の横串となる事業企画室を新たに設置して専任者を配置</li> <li>・取締役会の構成についての継続的な検証 監督機能の一層の強化と経営の意思決定をより迅速化する体制を整えることを目的に、本年6月に開催予定の当社第161回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議</li> <li>一方、今後、検討すべき以下の課題を認識しました。</li> <li>・サクセッションプランやサステナビリティに関する課題についてのさらなる議論</li> <li>・指名・報酬委員会から取締役会への十分な情報提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で十分ではなかった社外取締役間のコミュニケーションの改善</li> <li>・資本市場への情報伝達のさらなる充実</li> </ul>
4.今後の対応	<p>今回の分析・評価結果を踏まえ、認識された課題に取り組むことで、さらに当社取締役会の実効性を高めるよう努めてまいります。</p> <p>なお、2022年度は、自己評価による実効性評価の実施を予定しております。</p>

以上

## I. 企業集団の現況に関する事項

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、前期比（％）を記載せずに説明しております。

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）による影響が緩和されるなか、米国や欧州ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きとなりました。中国では、感染症の感染再拡大により一部地域で経済活動が抑制されたものの、景気は持ち直しの動きとなりました。アジア新興国では、タイが依然として厳しい状況ですが、インドネシアやインドでは、景気持ち直しの動きとなりました。

一方、日本経済は、感染症の影響による厳しい状況が残るなか、個人消費の足踏みや雇用情勢の弱さなど一部に弱い動きもみられましたが、企業収益が改善傾向となるなど、景気持ち直しの動きが続きました。

こうしたなか、当社グループの連結ベースでの売上高は、前期の感染症の影響による大幅な落ち込みから回復し、680,962百万円（前期は577,583百万円）となり過去最高を達成しました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は25,279百万円減少しております。利益面では、営業利益20,052百万円（対前期比33.9%増）、経常利益21,648百万円（同31.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益22,351百万円（同62.0%増）となり、売上高同様、いずれも過去最高を達成しました。

売上高

---

**680,962**百万円
前期は577,583百万円 

営業利益

---

**20,052**百万円
対前期比 33.9%増 

経常利益

---

**21,648**百万円
対前期比 31.1%増 

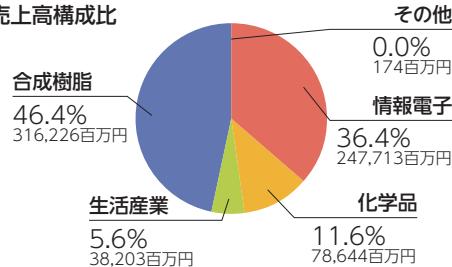
親会社株主に帰属する当期純利益

---

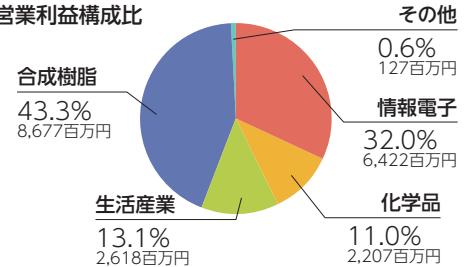
**22,351**百万円
対前期比 62.0%増 

事業区分別の概況

売上高構成比



営業利益構成比

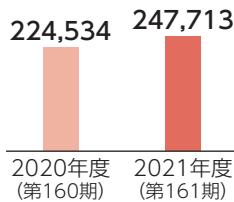


事業区分別の概況は次のとおりであります。

情報電子事業

■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



情報電子事業は、主要商材の販売が堅調に推移し、売上が増加しました。液晶関連では、TV・ノートPC用パネルの生産好調により、関連部材の販売が増加しました。有機EL関連では、新規商材の販売が伸長しました。LED関連では、関連材料の販売が伸長しました。インクジェットプリンター関連では、在宅印刷需要の継続によりコンシューマー分野が好調に推移するとともに、産業印刷需要も回復し、全体として関連材料の販売が増加しました。

複写機関連では、感染症の影響によるオフィス用トナーの需要減少から回復し、関連材料の販売が増加しました。

太陽電池関連は、国内外で関連材料の販売が好調でした。二次電池関連は、EV車向けが好調に推移し、関連材料の販売が伸長しました。

フォトマスク関連は、中国向けを中心に関連材料の販売が伸長しました。

半導体・電子部品関連は、データセンター、5G、車載向けが好調に推移し、関連材料の販売が好調でした。半導体装置の販売は好調でした。

これらの結果、売上高は247,713百万円（前期は224,534百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は13,801百万円減少しております。営業利益は6,422百万円（対前期比1.5%増）となりました。

## 化学品事業



化学品事業は、前期の感染症の影響による大幅な落ち込みから回復し、売上が大きく増加しました。

樹脂原料・添加剤の販売は、難燃剤やウレタン原料など総じて好調でした。自動車部品用の原料販売は、減産による影響はありましたが、堅調でした。塗料・インキ・接着剤分野では、自動車用の原料販売が横ばい、建築用が堅調でした。

製紙用の薬剤の販売は、衛生紙・段ボール向けが堅調でした。

建築資材関連では、住宅着工件数が回復するなか、欧州材の販売が好調でした。

これらの結果、売上高は78,644百万円（前期は66,626百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は5,718百万円減少しております。営業利益は2,207百万円（対前期比67.2%増）となりました。

## 生活産業事業



生活産業事業は、全般に好調に推移し、売上が増加しました。

ライフサイエンス関連では、化粧品原料や日用品原料の販売は堅調でした。医薬品原料の国内販売が感染症の影響もあり低調でした。

食品関連では、水産加工品の販売が回復しました。回転寿司向け加工品の販売は好調でした。米国では外食業界の急回復により、シーフード商品の販売が伸長しました。

農産品では、量販店・宅配向けの冷凍野菜・果実の販売が好調でした。

これらの結果、売上高は38,203百万円（前期は37,361百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,254百万円減少しております。営業利益は2,618百万円（対前期比67.5%増）となりました。

## 合成樹脂事業



合成樹脂事業は、前期の感染症の影響による大幅な落ち込みからの回復と樹脂価格の上昇により、売上が大きく増加しました。

汎用樹脂関連では、日用品関連、食品関連、ゲーム機関連など、総じて好調でした。

高機能樹脂関連では、自動車関連が、減産の影響があったものの、国内外ともに販売が回復しました。OA関連は販売が伸長しました。

コンパウンド事業は、全体的に収益が改善しました。

ポリオレフィン原料の販売は、価格の上昇もあり好調でした。

フィルム関連では、コンビニ向けや行楽向けが回復しました。

シート関連では、感染症の影響が継続し、テイクアウト飲料用の販売が低調でした。

スポーツ資材関連では、海外を中心にグリップテープの販売が回復しました。

これらの結果、売上高は316,226百万円（前期は248,888百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,504百万円減少しております。営業利益は8,677百万円（対前期比54.1%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。

当連結会計年度において、現在計画中の重要な設備の新設等は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法
			総額	既支払額	
提出会社	東京本社 (東京都中央区)	本社建替	7,824	—	自己資金及び 借入金

着手年月	完了予定年月
2022年12月	2025年9月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度において、上記東京本社建替のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## (3) 資金調達の状況

国内及び海外におけるグループ全体の運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行4行と200百万米ドル相当額の貸出コミットメント契約（複数通貨型）を締結しております。

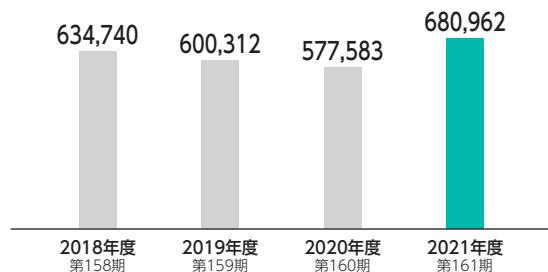
#### (4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

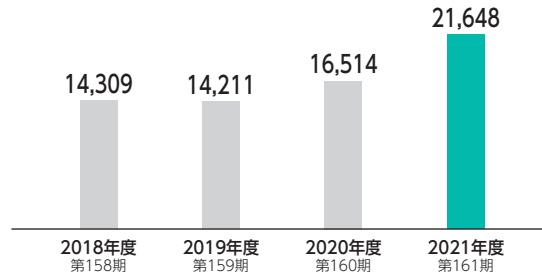
区 分	2018年度 第158期	2019年度 第159期	2020年度 第160期	2021年度 (当連結会計年度) 第161期
売 上 高(百万円)	634,740	600,312	577,583	680,962
経 常 利 益(百万円)	14,309	14,211	16,514	21,648
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	12,896	11,415	13,792	22,351
1株当たり当期純利益	211円36銭	188円82銭	229円13銭	374円23銭
総 資 産(百万円)	366,514	322,848	353,228	389,059
純 資 産(百万円)	164,697	147,726	175,803	176,914
1株当たり純資産額	2,693円92銭	2,424円13銭	2,887円29銭	3,062円46銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、「株式給付信託 (BBT) 」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第161期の期首から適用しており、第161期に係る営業成績及び財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第158期は、世界経済はユーロ圏において一部に景気の弱さがみられ、中国において景気が緩やかに減速に転じたものの、米国、インドネシアやタイなどの新興国及び日本経済は、緩やかな景気回復が続いたこともあり、主力ビジネスは好調に推移しました。また第157期に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上が第158期はなかったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。
5. 第159期は、日本経済において個人消費の持ち直しもあり緩やかな景気回復が続き、また世界経済においても米国では景気回復が続きましたが、中国、欧州ユーロ圏の主要国、タイやインドなどの新興国においては、景気に弱い動きがみられたことや年度終盤にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、景気は大きく減速傾向となったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が減少いたしました。
6. 第160期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)の世界的大流行の影響により年度前半は、極めて厳しい状況となりました。年度後半は、欧州ユーロ圏では弱い動きが続いたものの、中国では景気が回復に向かい、米国や日本では持ち直しの動きがみられ、タイやインドネシアなどアジア新興国では下げ止まりの方向となりました。こうしたなか、売上高は減少しましたが、感染症の影響による販売費及び一般管理費の減少もあり、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。
7. 第161期における世界経済は、感染症による影響が緩和されるなか、米国や欧州ユーロ圏、インドネシア、インドでは、景気持ち直しの動きとなりました。中国では、感染症の再拡大により一部地域で経済活動が抑制されたものの、景気は持ち直しの動きとなりました。日本経済は感染症による厳しい状況が残るなか、景気持ち直しの動きが見られました。こうしたなか、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を達成しました。

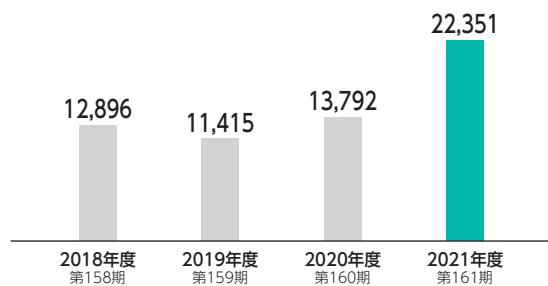
➤ 売上高 (単位：百万円)



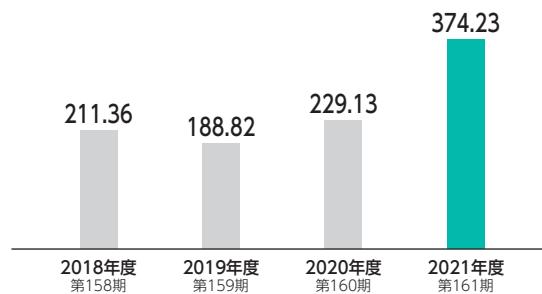
➤ 経常利益 (単位：百万円)



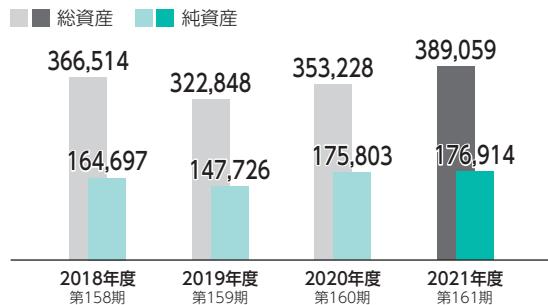
➤ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



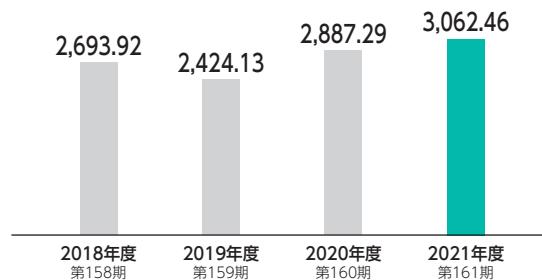
➤ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



➤ 総資産／純資産 (単位：百万円)



➤ 1株当たり純資産額 (単位：円)



②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	2018年度 第158期	2019年度 第159期	2020年度 第160期	2021年度 (当事業年度) 第161期
売 上 高(百万円)	305,359	297,435	286,195	311,289
経 常 利 益(百万円)	9,395	7,460	7,549	9,386
当 期 純 利 益(百万円)	10,699	7,305	6,708	12,866
1株当たり当期純利益	174円79銭	120円47銭	111円08銭	214円74銭
総 資 産(百万円)	239,665	204,082	216,269	209,179
純 資 産(百万円)	119,565	101,496	114,453	100,161
1株当たり純資産額	1,970円14銭	1,680円72銭	1,895円27銭	1,747円73銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、「株式給付信託 (BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第161期の期首から適用しており、第161期に係る営業成績及び財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン「IK Vision 2030」に向けた中期経営計画の第2ステージとして3か年の中期経営計画「New Challenge 2023（以下、「NC2023」という。）」を2021年4月よりスタートさせております。①主力ビジネスのさらなる深掘りと成長分野への横展開、②将来の成長が見込める市場への多面的な取り組みと確実な収益化、③将来の成長に向けた投資の積極化などの6つの主要重点施策を掲げております。

中期経営計画「NC2023」の達成に向けグループ全社を挙げて取り組んだ結果、初年度である当連結会計年度の業績が最終年度の目標数値を売上高及び利益で上回ることとなりました。

こうした足元の事業状況や、計画策定時からの様々な状況変化、今後の見通し、また2022年2月7日に公表いたしました株主還元の基本方針の一部変更等を踏まえ、「NC2023」の最終年度となる2024年3月期の目標数値と指標について、見直しを行い、目指す新たな目標数値と指標を定めました。

また近年、企業として持続可能性、いわゆるサステナビリティへの対応が強く求められております。こうした流れを受けて、地球環境や社会を取り巻く様々な課題に対して経営の重要事項として取り組むため、2021年10月に社長を委員長とするサステナビリティ委員会を発足し、同年11月にサステナビリティ基本方針、行動指針を制定しました。

当社グループでは、社是である「愛」、「敬」の精神に基づき、「人を尊重し、社会の発展に貢献する」という経営理念に則り、経営を進めております。サステナビリティ基本方針、行動指針は、まさにこの当社グループの人間尊重の経営理念に沿ったものです。グループ全社の役員・社員でサステナビリティ基本方針、行動指針を共有するとともに、顧客や地域社会などステークホルダーとの日々の事業活動において実践してまいります。

中期経営計画においては、2021年3月期に終了した前中期経営計画より継続して、環境・エネルギー分野を重点分野として掲げ、新たなビジネスの育成や関連する商材の販売に注力しております。

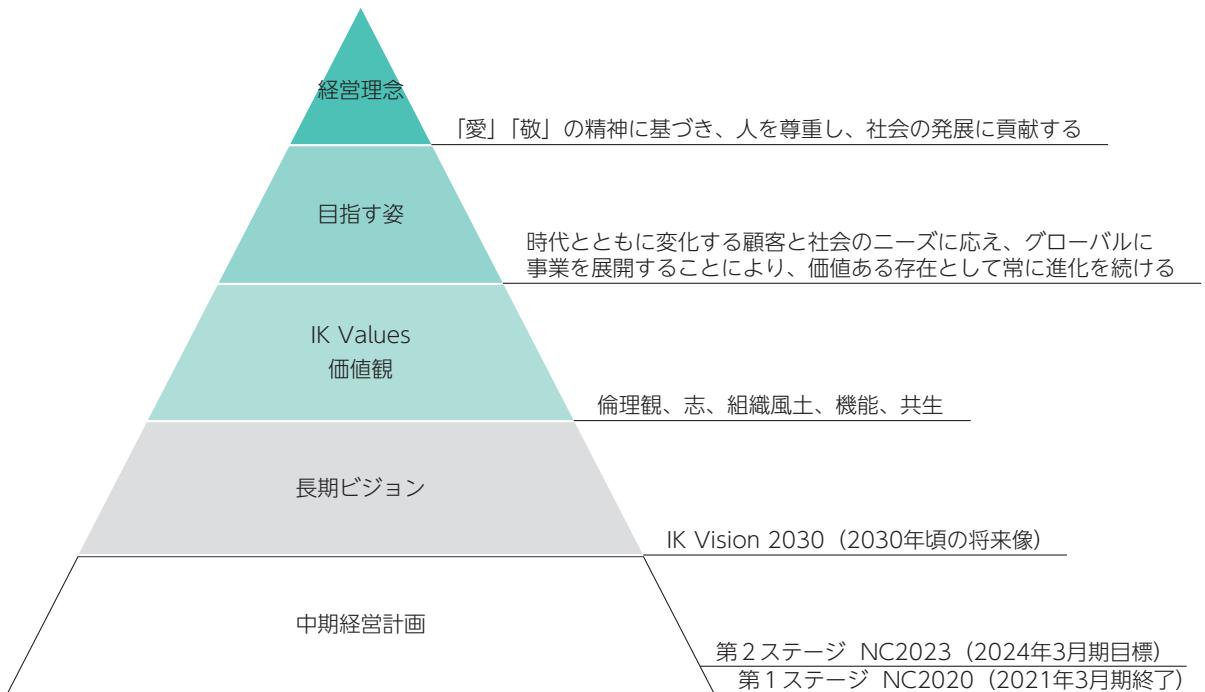
顧客や社会の環境負荷を低減するビジネスの提案や商材の販売などを通じて、事業の確実な収益化を目指すとともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見通せないなか、ウクライナ情勢等による世界経済への影響もみられ、グローバルにビジネスを展開する当社グループを取り巻く環境は、不透明な状況が続くものと想定されます。

しかし、当社グループの商社機能を基本としたビジネスモデルに変わりはなく、環境や社会の変化に対応しつつ、見直しを行った中期経営計画「NC2023」の最終年度の新たな目標達成に向けて、グループ全社で主要重点施策に取り組み、具体的な成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

① **社是・経営理念**

当社は、「愛」(I)、「敬」(K)を社是と定め、「人を愛し、敬う」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを経営理念としております。グローバルに事業を展開する商社グループとして、高い専門性や複合機能を活用して、顧客や社会のニーズに応えることで価値ある存在として常に進化を続けることを目指しています。



## ②長期ビジョン「IK Vision 2030」

この経営理念や目指す姿を踏まえ、2030年頃の当社グループの「ありたい姿」として、長期ビジョン「IK Vision 2030」を公表しています。この「IK Vision 2030」において、当社の根本が商社であることを再確認するとともに、創業以来、長年培ってきた専門知識を持つ人財、商社業のツールとなる製造・物流・金融機能、そして海外18カ国60余拠点で展開する拠点網などの経営資源を最大限活用することで商社機能の複合化と高度化を図り、顧客への付加価値の提供をさらに進めてまいります。

### 長期ビジョン「IK Vision 2030」

機能	商社機能を基本としつつも、製造・物流・ファイナンス等の複合的な機能の一層の高度化を図る
規模感	連結売上高 1兆円以上を早期に実現
海外比率	70%以上
ポートフォリオ	情報電子・合成樹脂以外の事業の比率を1/3以上に

## ③中期経営計画「NC2023」の見直し

「NC2023」の最終年度となる2024年3月期の見直し後の目標数値・指標は、以下のとおりであります。

### ● 最終年度の目標数値・指標

【目標数値・指標】	2024年3月期	
	当初	見直し後
売上高	*1 6,700億円	*2 8,000億円
営業利益	165億円	205億円
経常利益	170億円	215億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	160億円	225億円
ROE	8%以上	10%以上
ネットD/Eレシオ	0.3以下	0.5以下
自己資本比率	50%以上	概ね40～50%
為替レート	¥105.00/USD	¥120.00/USD

- ※1 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標値：7,000億円
- ※2 新収益認識基準適用前ベースの売上高目標値：8,300億円
- ※3 見直し後の目標数値・指標は、2022年5月10日公表。

## ● 主要重点施策

6つの主要重点施策については見直しを行わず、期間中、継続して取り組んでまいります。

1.	主力ビジネスのさらなる深掘りと成長分野への横展開
2.	将来の成長が見込める市場への多面的な取り組みと確実な収益化
3.	将来の成長に向けた投資の積極化
4.	グローバルな経営情報インフラの一層の高度化
5.	保有資産の継続的見直しと資金・資産のさらなる効率化
6.	人的資本活用に向けた取り組みの強化

## ● 株主還元の基本方針と政策保有株式の縮減方針

1.株主還元の基本方針 (2022年2月7日公表)	<p>「NC2023」の期間中、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一株当たりの配当額については前年度実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする。(累進配当の継続)</li> <li>② 総還元性向の目安としては概ね50%程度とする。ただし、政策保有株式を売却し、相当程度のキャッシュインが発生した事業年度においては、今後の資金需要や会社の財務状況、株価、マーケットの状況などを総合的に勘案し、上記の総還元性向の目安には必ずしもとらわれずに、株主還元を実施する。</li> </ul>
2.政策保有株式の縮減方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「NC2023」期間中の3年間で政策保有株式の残高を2021年3月末残高に対して50%削減する。(従来の方針の継続)</li> <li>② 中長期的に政策保有株式の縮減を更に進め、今後5年間で(2027年3月末までに)2021年3月末残高に対して概ね80%削減する。(新たな方針の追加)</li> </ul>

#### ④サステナビリティの取り組み

2021年10月	サステナビリティ委員会発足
2021年11月	サステナビリティ基本方針・行動指針制定

#### サステナビリティ基本方針

私たち、稲畑産業グループは、『「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献する』という経営理念に則り、地球環境や社会を取り巻く様々な課題に対して、経営の重要事項として取り組んでいきます。

当社グループのあらゆる事業活動において、時代とともに変化する社会のニーズに応え続けていくことで長期的な企業価値向上を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献します。

#### サステナビリティ行動指針

1. 人権の尊重
2. 従業員の健康および安全・安心な労働環境への配慮
3. 多様な人材が自由闊達に切磋琢磨する風土の醸成
4. 地球環境の保全
5. 災害などの不測の事態に対する危機管理
6. 持続可能なサプライチェーンの構築
7. コンプライアンスの徹底
8. 外部ステークホルダーとの協働
9. サステナビリティ関連の情報開示

## (6) 企業集団の主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材、木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品

## (7) 企業集団の主要拠点等（2022年3月31日現在）

当 社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE(PTE.)LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.)LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾 新竹
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

## (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	386
化学品	483
生活産業	200
合成樹脂	2,924
その他	—
全社 (共通)	214
合計	4,207

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
552名	+16名	41歳4ヶ月	13年10ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

**(9) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)**

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INABATA SINGAPORE(PTE.)LTD.	30,000千 米ドル	100.0%	合成樹脂・化成品・半導体関連機器等の 輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	511,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	229,379千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・液晶製造装置・化学品・合成 樹脂等の輸出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	32,200千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・合成樹脂等の輸出入 及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材及び食品等の販売

**(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)**

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	26,378百万円
株式会社三井住友銀行	18,990
株式会社三菱UFJ銀行	12,573
三井住友信託銀行株式会社	2,970
日本生命保険相互会社	2,000

---

## (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期経営計画「NC2023」期間中の株主還元の基本方針として、2021年4月より累進配当を導入しました。さらに、株主還元を一層重視する観点から、2022年2月より総還元性向（\*）の目安を変更しました。新たな株主還元の基本方針は、以下のとおりです。

### 【新たな株主還元の基本方針】

- ① 一株当たりの配当額については前年度実績を下限とし、減配は行わず、継続的に増加させていくことを基本とする。（累進配当の継続）
- ② 総還元性向の目安としては概ね50%程度とする。ただし、政策保有株式を売却し、相当程度のキャッシュインが発生した事業年度においては、今後の資金需要や会社の財務状況、株価、マーケットの状況などを総合的に勘案し、上記の総還元性向の目安には必ずしもとられずに、株主還元を実施する。

（\*）総還元性向 =  $(\text{配当金額} + \text{自己株式取得額}) \div \text{連結純利益} \times 100$

当期の期末配当金につきましては、1株につき80円とさせていただきます。すでに、2021年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり110円となります。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## Ⅱ. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- |                 |      |              |
|-----------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数      | 普通株式 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数      | 普通株式 | 60,799,227株  |
| ③ 株主数           |      | 28,472名      |
| ④ 大株主の状況（上位10名） |      |              |

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	24.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,163	10.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,032	3.5
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,736	3.0
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,071	1.9
丸石化学品株式会社	961	1.7
あすか製菓株式会社	785	1.4
株式会社みずほ銀行	744	1.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	670	1.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	639	1.1

- (注) 1. 当社が保有する自己株式数3,395,519株(ただし「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式94,300株を除く)につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲 畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	赤 尾 豊 弘	情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役
代表取締役 専務執行役員	横 田 健 一	管理部門全般担当
取 締 役 常務執行役員	杉 山 勝 浩	情報電子セグメント担当補佐、化学品セグメント担当、北東アジア地区 担当 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常務執行役員	安 江 範 臣	合成樹脂セグメント担当、東南アジア地区担当
取 締 役	大 野 顕 司	住友化学株式会社 常務執行役員
取 締 役	佐 藤 潔	芝浦機械株式会社 社外取締役 マツダ株式会社 社外取締役
取 締 役	濱 島 健 爾	ウシオ電機株式会社 特別顧問
取 締 役	萩 原 貴 子	株式会社DDD 代表取締役 ツインバード工業株式会社 社外取締役 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	久保井 伸 和	
監 査 役	高 橋 慶 孝	
監 査 役	柳 原 克 哉	弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士
監 査 役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所 所長 東邦レマック株式会社 社外監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐藤潔、濱島健爾及び萩原貴子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋慶孝、柳原克哉及び玉井哲史の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 久保井伸和及び監査役 玉井哲史の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2022年1月6日をもって、望月卓氏は逝去により常勤監査役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役 佐藤潔、濱島健爾及び萩原貴子並びに監査役 高橋慶孝、柳原克哉及び玉井哲史の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. なお、上記5名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
花 木 和 宏	北東アジア総支配人
河 合 紳 也	東南アジア総支配人
高 橋 豊	化学品本部長
中 野 幸 治	合成樹脂セグメント担当補佐、合成樹脂第一本部長
田 中 勝 敏	情報電子第三本部長
丸 田 剛 志	情報電子第一本部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

【取締役の報酬】

取締役の報酬は、a. 固定報酬、b. 業績連動報酬、c. 株式給付信託（BBT）で構成されております。

業務執行取締役等でない取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬のうち、上記a. 及びb. については2016年6月23日開催の取締役会において、また上記c. については2018年7月30日開催の取締役会（2020年2月26日開催の取締役会にて一部改訂）において、その計算方法等の詳細を決議しております。さらに、その他の事項について、2021年2月25日開催の取締役会において決議しております。これらによって、当社取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針が明確になっております。

取締役の個人別の報酬は、定性的な要因は考慮されておらず、規定により定められた計算式及び係数により自動的に算出されるよう設計されており、当社の人事室が規定に沿ってこれを計算いたします。その計算結果は筆頭独立社外取締役が委員長を務め、かつ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会により審議されます。取締役会は指名・報酬委員会の審議結果を十分尊重し、取締役の報酬を決定しています。

このような手順を踏まえることで、取締役の個人別の報酬決定における客観性、公正性、透明性を確保しており、特定の取締役等に個人別の報酬等の決定が委任されるようなことはありません。

#### a. 固定報酬

当社は取締役の役職別に報酬としての最低保証額を定めております。

#### b. 業績連動報酬

当社は上記a. の固定報酬をベースとした業績連動報酬の仕組みを設けております。

取締役はグループ会社を含めた当社グループ全体の営業活動、財務活動など全ての事業活動に対して責任を負っており、事業活動の全ては計数的には連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に表れていると考え、税金等調整前当期純利益（一部の政策保有株式の売却益を除く。）を業績指標としております。ただし、当社グループが上場前より長期間保有していた一部の上場株式の売却により生じた売却益は当期の当社グループの事業活動の結果得られた利益とは言えないため、除いております。

特に目標数値は設定せず、役職別の固定報酬をベースに税金等調整前当期純利益（一部の政策保有株式の売却益を除く。）の水準に応じた係数を掛けて業績連動報酬を計算しております。

#### 2021年6月に決定した業績指標の実績

2021年3月期（第160期） 連結業績（百万円）	
税金等調整前当期純利益（A）	19,499
政策保有株式の売却益（B）	2,625
(A) - (B)	16,873

#### c. 株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

「株式給付信託（BBT）」は取締役が在任中に付与されたポイントを退任時に株式と金銭で受け取る仕組みです。取締役に付与されるポイントの計算方法は次のとおりです。

(取締役が付与されるポイントの計算方法)

役職ごとに定めた基準ポイントの半分を勤続ポイント（固定ポイント）とし、業績ポイント（勤続ポイント×業績係数）を加算して、当年度の付与ポイントとする。

(当年度の付与ポイント＝勤続ポイント＋勤続ポイント×業績係数)

なお、業績係数とは連結売上高目標達成率と連結営業利益目標達成率により決定される係数のことをいい、目標達成率とは対外的に公表した中期経営計画に対する実績のことをいいます。

2021年6月に決定した第160期の業績係数は0.82であり、取締役5名に付与されたポイントは26,213ポイント、当社株式の時価で換算すると41百万円となります。

(参考)

	NC2020 第160期目標 (百万円)	第160期実績 (百万円)	達成率 (%)	業績係数
連結売上高	730,000	577,583	79.12	0.82
連結営業利益	15,500	14,973	96.60	

d. 報酬等の割合に関する方針

上記のa. 固定報酬、b. 業績連動報酬、c. 株式給付信託（BBT）は、それぞれ定める業績指標及び算定式に基づいて自動的に決定されるものであり、恣意的に何れかの報酬を増減させるといった扱いを行う余地はないことから、個別の取締役に對する報酬全体に占める制度毎の割合について一定の構成比率を定めることはしていません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の報酬のうち、上記a. 固定報酬、及びb. 業績連動報酬については12等分し7月から翌年の6月に金銭により支給しております。

【監査役の報酬】

監査役の報酬については、固定報酬のみとしております。

## □. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数
		固定報酬	業績連動 報酬	株式給付 信託 (BBT)	
取 締 役	344	188	114	41	11
監 査 役	65	65	—	—	5
合 計 (うち社外役員)	409 (46)	253 (46)	114 (—)	41 (—)	16 (7)

- (注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外取締役1名並びに2022年1月6日をもって逝去により退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第145回定時株主総会において年額430百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記とは別枠で、2018年6月22日開催の第157回定時株主総会において、取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」の導入を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（業務執行取締役等でない取締役を除く。）の員数は、6名です。
3. 監査役の報酬の額は、2006年6月29日開催の第145回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 八. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

## ⑤ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 佐藤潔氏は、芝浦機械株式会社の社外取締役及びマツダ株式会社の社外取締役であります。当社と芝浦機械株式会社との間に製品の購入の取引関係があります。当社とマツダ株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 濱島健爾氏は、ウシオ電機株式会社の特別顧問であります。当社と同社との間に商品の販売の取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引の金額は0.1%未満です。

社外取締役 萩原貴子氏は、株式会社DDDの代表取締役、ツインバード工業株式会社の社外取締役及びNECキャピタルソリューション株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役 柳原克哉氏は、弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の関係はありません。

社外監査役 玉井哲史氏は、玉井哲史公認会計士事務所の所長、東邦レマック株式会社の社外

監査役及び株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

□. 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
佐 藤 潔	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に出席し、主にグローバルに展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、外部的視点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員長を務めました。
濱 島 健 爾	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に出席し、主にグローバルに展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、外部的視点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
萩 原 貴 子	社 外 取 締 役	2021年6月23日就任以降に開催した取締役会13回中13回（100％）に出席し、主に人事戦略やダイバーシティの推進等についての助言や経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っており、業務執行に対する監督機能を期待どおりに果たしました。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
高 橋 慶 孝	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。
柳 原 克 哉	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。
玉 井 哲 史	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、タイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。

4. 当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>311,505</b>	<b>流動負債</b>	<b>193,185</b>
現金及び預金	35,403	支払手形及び買掛金	115,959
受取手形	22,548	短期借入金	58,657
売掛金	162,149	未払法人税等	4,093
商品及び製品	72,145	未払費用	1,367
仕掛品	860	賞与引当金	1,608
原材料及び貯蔵品	6,059	その他	11,498
その他	12,728	<b>固定負債</b>	<b>18,959</b>
貸倒引当金	△389	長期借入金	5,880
<b>固定資産</b>	<b>77,553</b>	繰延税金負債	8,761
<b>有形固定資産</b>	<b>15,312</b>	役員退職慰労引当金	33
建物及び構築物	5,419	役員株式給付引当金	159
機械装置及び運搬具	4,097	債務保証損失引当金	18
土地	3,043	退職給付に係る負債	1,624
建設仮勘定	205	その他	2,481
その他	2,547	<b>負債合計</b>	<b>212,144</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,647</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>59,593</b>	<b>株主資本</b>	<b>139,550</b>
投資有価証券	48,303	資本金	9,364
長期貸付金	1,448	資本剰余金	7,044
退職給付に係る資産	6,390	利益剰余金	130,540
繰延税金資産	1,105	自己株式	△7,398
その他	7,380	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>35,367</b>
貸倒引当金	△5,035	その他有価証券評価差額金	22,667
<b>資産合計</b>	<b>389,059</b>	繰延ヘッジ損益	398
		為替換算調整勘定	11,793
		退職給付に係る調整累計額	508
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,996</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>176,914</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>389,059</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上		680,962
売 上 原 価		623,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		57,370
営 業 利 益		37,317
営 業 外 収 益		20,052
受 取 利 息	244	
受 取 配 当 金	1,429	
為 替 差 益	53	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	370	
雑 収 入	780	2,877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	674	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	151	
自 己 株 式 取 得 費 用	129	
雑 損 失	326	1,281
経 常 利 益		21,648
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,975	8,975
特 別 損 失		
減 損 損 失	168	168
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		30,455
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,294	
法 人 税 等 調 整 額	685	7,980
当 期 純 利 益		22,475
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		124
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22,351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>		<b>132,160</b>	<b>流動負債</b>		<b>92,608</b>
現金及び預金	金形権金品金用金金他金	4,329	支払手数料	形金	8,214
受取手続債		5,478	買掛金		64,363
電子記録債		13,091	短期借入金		7,350
売掛金		82,808	1年内返済予定の長期借入金		2,011
前払費用		18,097	未払費用		2,170
前払入金		2,613	未払法人税等		193
短期貸付金		184	前受り		2,975
その他貸倒引当金		3,346	前受り		2,756
		1,801	賞与引当金		1,405
		597	その他引当金		14
		△189	固定負債		1,016
<b>固定資産</b>		<b>77,019</b>	長期借入金		136
<b>有形固定資産</b>		<b>3,031</b>	長期未払金		<b>16,409</b>
建物	建物	1,315	繰延税金負債		5,864
構築物	構築物	7	長期預り金		40
機械及び装置	装置	81	退職給付引当金		8,647
工具、器具及び備品	備品	387	役員株式給付引当金		1,132
土地	地	1,084	債務保証損失引当金		263
建設仮勘定	定	154			159
<b>無形固定資産</b>		<b>1,690</b>			301
のれん		28	<b>負債合計</b>		<b>109,018</b>
ソフトウェア	ア	1,617	<b>(純資産の部)</b>		
ソフトウェア仮勘定	定	29	<b>株主資本</b>		<b>81,144</b>
その他	他	16	資本金		<b>9,364</b>
<b>投資その他の資産</b>		<b>72,297</b>	資本剰余金		<b>7,708</b>
投資有価証券	券	37,868	資本準備金		7,708
関係会社株	式	23,356	利益剰余金		<b>71,390</b>
出資	金	21	利益剰余金		1,066
関係会社出資	金	347	その他利益剰余金		70,323
従業員に対する長期貸付	金	3	固定資産圧縮積立金		1
関係会社長期貸付	金	4,154	別途積立金		59,140
差入保証金		17	繰越利益剰余金		11,182
破産更生債権等		450	<b>自己株式</b>		<b>△7,318</b>
前払年金費用		5,885	評価・換算差額等		<b>19,016</b>
その他の		1,218	その他有価証券評価差額金		<b>18,636</b>
貸倒引当金		△1,027	繰延ヘッジ損益		<b>380</b>
<b>資産合計</b>		<b>209,179</b>	<b>純資産合計</b>		<b>100,161</b>
			<b>負債純資産合計</b>		<b>209,179</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	311,289
売上原価	288,495
売上総利益	22,794
販売費及び一般管理費	15,879
営業利益	6,914
営業外収益	
受取利息	90
受取配当金	2,542
貸付収益	399
為替差益	40
雑収入	401
営業外費用	
支払利息	209
貸入原価	356
貸倒引当金繰入額	171
自己株式取得費用	129
投資有価証券評価損	2
雑損失	134
経常利益	1,002
特別利益	
投資有価証券売却益	8,737
特別損失	
関係会社株式評価損	130
税引前当期純利益	8,737
法人税、住民税及び事業税	130
法人税等調整額	17,994
当期純利益	5,127
	12,866

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

稲畑産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安井 康二  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 一史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

稲畑産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安井 康二  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 一史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室、並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役	久保井	伸和	Ⓔ
社外監査役	高橋	慶孝	Ⓔ
社外監査役	柳原	克哉	Ⓔ
社外監査役	玉井	哲史	Ⓔ

(注) 常勤監査役 望月 卓氏は、2022年1月6日逝去により退任いたしました。なお、監査役の員数につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール  
電話 (03)3667-1111 (代表)

※開催場所が昨年と異なりますので  
ご注意ください。

## 交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線  
水天宫前駅 4番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線  
人形町駅 A2出口より徒歩約6分
- 都営浅草線  
人形町駅 A3出口より徒歩約8分

※本総会用の駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共の交通機関でお越しいただきますようお願い申し上げます。



## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

### ● 株主様へのお願い

- ・ 感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。議決権行使方法の詳細につきましては3~4ページをご参照ください。
- ・ ご来場される株主様におかれましては、会場入り口でのアルコール消毒液の使用や検温、マスク着用等の感染防止策にご協力をお願いいたします。
- ・ 体調不良と見受けられる株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 会場内の座席は、感染拡大防止のため間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、会場が満席になった場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

### ● 当社の対応について

- ・ 運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

なお、本総会につきましては、ご来場されない株主様も当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細につきましては同封の別紙をご参照くださいますようお願い申し上げます。また後日、当社ウェブサイトに掲載することも予定しております。

- 今後の状況変化に応じて、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

[https://www.inabata.co.jp/investor/event/shareholder\\_meeting/](https://www.inabata.co.jp/investor/event/shareholder_meeting/)

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取ってください。



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

